



またもや賃金誤支払い!!

原因究明と再発防止対策を求めて

団体交渉申し入れ!!

警備会社・ニッケイライフセキュリティに出向している組合員に対して新幹線鉄事・人材開発室の係長から「2022年5月の給与で過払いがありましたから来月の給与で戻入します。」との連絡がありました。

地本は、誤支払いの再発防止のために団交申し入れをしました。

出組合員の給与誤支払いは、
昨年も多くありました。このとき
も地本は原因と対策を求めて団
交申し入れをしましたが、会社は
原因を担当者の「入力ミス」で片
づけ団交を開催しませんでした。

しかし、またぞろ誤支払いが
発生したことは単なる「入力ミ
ス」で誤魔化せることではありま
せん。根本的な原因と対策が問
われるのは当然の事です。

会社は賃金の重みを認識し誠
意ある対応をするべきです。

JR東海労幹地申第13号
2023年2月10日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部
本部長 辻村 厚 殿

JR東海労働組合新幹線地方本部
執行委員長 杉澤 秀 則

賃金誤支払いに関する申し入れ

2023年2月9日に、佐藤正美組合員の賃金誤支払いがあったことが幹鉄
事人事課岡本係長からの電話連絡によって明らかになった。その内容は、「20
22年5月の給与で、5,814円多く支払われていたため来月の給与で戻入す
る。」というものであった。

出向者の賃金誤支給についてはこれまで多くあり、その都度団体交渉の申
し入れをしてきたが、貴側は団体交渉を開催せず窓口回答に終始し「担当者の入
力ミス」としか答えていない。

こうした姿勢が賃金誤支払いを繰り返していると言わざるを得ない。
したがって、以下について申し入れるので早急に団体交渉を開催し誠意ある
回答をすること。

記

1. 佐藤組合員に対する賃金誤支払いが発生した経緯を明らかにすること。
2. 佐藤組合員に対する賃金誤支払いを発見した経緯を明らかにすること。
3. 全出向者の賃金支払いについて誤支払いがなかったか早急に確認すること。
4. 賃金誤支払いを防ぐための対策を明らかにすること。

以上

労働者の賃金を軽く扱うな!!